

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		支援給付の変更の申請に対する処分
根拠条例・規則等名		① 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号） ② 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） ③ さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さいたま市規則第 43 号）
条 項		① 第 14 条第 1 項、同条第 4 項 ② 第 24 条第 9 項 ③ 第 2 条第 2 項
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	福祉事務所長は、被支援者、その扶養義務者又はその他の同居の親族から支援給付の変更の申請があった場合は、当該被支援者の生活状態を調査し、必要と認める場合は支援給付の変更を行う。
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数 14 日（土日・祝日等を含む）
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定 平成 23 年 3 月 31 日最終改正
備 考		審査基準、標準処理期間等は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定により生活保護法の例による。